

○文部科学省令第七号

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項及び第十八条並びに大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第二条第二項ただし書並びに独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の二第四項ただし書及び第八条の四の規定に基づき、大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十九日

文部科学大臣 萩生田 光一

大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(認定の申請等)

第十一条 授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大  
学等の定める日までに、申請書（以下この条から第十一条の三までにお  
いて「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以  
上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学  
等）に提出するものとする。

2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大  
学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三  
号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び第十一  
条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大  
学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するもの  
とする。

3～8 「略」

（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する  
授業料減免の始期の特例）

第十一条の三 第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対  
する授業料減免は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料  
等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料  
減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

- 一 第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生  
日」という。）が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請  
書を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月
- 二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提  
出した者 当該減免申請書を提出した日の属する月
- 三 事由発生日が入学後である者 当該減免申請書を提出した日の属す  
る月

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第十三条 「略」

2 第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びそ

改正前

(認定の申請等)

第十一条 授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大  
学等の定める日までに、申請書（以下この条及び次条において「減免申  
請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学  
等に在学するときは、これらのうちいずれか一の確認大学等）に提出す  
るものとする。

2 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大  
学等に入学（第二十条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号  
の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この項、次条及び附則第四条  
において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定  
める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。

3～8 「同上」

「条を加える。」

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等）

第十三条 「同上」

2 第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びそ

の生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。

### 355 「略」

（生計維持者の変更等の届出）

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があつたときは、確認大等が定めるところにより、当該変更又は更新のあつた事項を確認大学等に届け出るものとする。

附則

（令和三年度における減免額算定基準額の算定の特例）

第四条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、

令和三年四月から九月までの間は、第十九条第一項各号に掲げる場合のほか、選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が令和二年度分の施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において次のいずれかに該当する者であつた場合とする。

一 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。）

をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

二 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）

の生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下この項及び附則第四条において「事由発生日」という。）の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。

### 355 「同上」

（生計維持者の変更等の届出）

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新があつたときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあつた事項を確認大学等に届け出るものとする。

附則

（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例）

第四条 第十九条第一項第二号に該当する授業料等減免対象者に対する

授業料減免は、当分の間、第十一条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 事由発生日が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者 授業料等減免対象者としての認定を受けた日の属する月

三 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月以内の日までに減免申請書を提出した者 授業料等減免対象者としての認定を受けた日

又は事由発生日から四月を経過した日のいずれか早い日の属する月

四 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月を経過して減免申請書を提出した者 授業料等減免対象者としての認定を受けた日の属する月

をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

2

前項の場合における施行令第一条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第十九条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零）とする。

一 施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額から一万八千円を控除した額

二 施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正)

第二条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成十六年文部科学省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(学資支給金の支給の始期及び終期)

第二十三条の五 「略」

一 確認大学等への入学(第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この条及び次条において同じ。)年度の前年度又は入学後三月以内の機構の定める日までに前条第一項に規定する申請(以下この条において単に「申請」という。)を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二・三 「略」

(緊急に学資支給金の支給を受けることが必要な給付奨学生に対する学資支給金の支給の始期の特例)

第二十三条の五の二 第四十条第一項第二号に該当する給付奨学生に対する学資支給金の支給は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日(以下「事由発生日」という。)が入学前であり、入学後三月以内の日までに申請を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して申請を行った者 当該申請を行った日の属する月

三 事由発生日が入学後である者 当該申請を行った日の属する月  
(給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等)

第二十三条の七 「略」

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと(事由発生日から起算して十五日

(学資支給金の支給の始期及び終期)

第二十三条の五 「同上」

一 確認大学等への入学(第四十二条第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の入学を含む。以下この条及び附則第十条において同じ。)年度の前年度又は入学後三月以内の機構の定める日までに前条第一項に規定する申請(以下この条において単に「申請」という。)を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二・三 「同上」

「条を加える。」

(給付奨学生等の収入額及び資産額等の判定等)

第二十三条の七 「同上」

2 第四十条第一項第二号に掲げる場合に行う給付奨学生及びその生計維持者に係る直近の支給額算定基準額が第二十三条の二第二項第四号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該支給額算定基準額に応じた学資支給金の額の判定は、第四十条第一項第二号に規定する事由が生じた日(以下この項及び附則第十条において「事由発生日」という。)の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額

を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。

3・4 「略」

（生計維持者の変更等の届出）

第二十三条の九 給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。

附則

（令和三年度における支給額算定基準額の算定の特例）

第十条 施行令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定める場合は、令和三年四月から九月までの間は、第四十条第一項各号に掲げる場合のほか、選考対象者若しくは支給対象者又はその生計維持者が、令和二年年度の施行令第八条の二第四項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において次のいずれかに該当する者であった場合とする。

一 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方

税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

二 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方

税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計

等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。

3・4 「同上」

（生計維持者の変更等の届出）

第二十三条の九 給付奨学生は、機構の定めるところにより、その生計維持者の変更又は在留資格の変更若しくは在留期間の更新の有無その他学資支給金の支給に必要なものとして機構が定める事項を機構に届け出るものとする。

附則

（緊急に学資支給金の支給を受けることが必要な給付奨学生に対する学資支給金の支給の始期の特例）

第十条 第四十条第一項第二号に該当する給付奨学生に対する学資支給金の支給は、当分の間、第二十三条の五の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付奨学生の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から学資支給金の支給を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 事由発生日が入学前であり、入学後三月以内の日までに申請を行った者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して申請を行った者 給付奨学生認定を受けた日の属する月

三 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月以内の日までに申請を行った者 給付奨学生認定を受けた日又は事由発生日から四月を経過した日のいずれか早い日の属する月

四 事由発生日が入学後であり、事由発生日から三月を経過して申請を行った者 給付奨学生認定を受けた日の属する月

所得金額が五百万円以下であるもの

2

前項の場合における施行令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零）とする。

一 施行令第八条の二第四項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額から一万八千円を控除した額

二 施行令第八条の二第四項第二号に規定する控除する額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

### (施行前の準備)

第二条 この省令を施行するために必要な判定の手續その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。